

2019年9月27日
株式会社ウエスト電力

台風15号により被災されたお客様に対する電気料金等の特別措置について

このたびの台風15号により被災された皆様に心から謹んでお見舞い申し上げます。

当社では、台風15号により災害救助法が適用された市および隣接する地域において、被災されたお客様からのお申し出を受けた場合には、電気料金その他について、下記の通り特別措置を実施します。

1. 適用対象

災害救助法適用地域、および隣接地域において被災されたお客様

・災害救助法適用地域

(千葉県) 千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

・隣接する地域

(茨城県) 潮来市、稲敷市、神栖市、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町

(千葉県) 千葉市美浜区、習志野市、柏市、八千代市、我孫子市、白井市、夷隅郡御宿町

2. 特別措置の内容

東京電力エナジーパートナー株式会社が適用する内容と同等と致します。

<http://www.tepco.co.jp/ep/archive/20190913.html>

3. 特別措置のお申込み方法および本件に関するお問い合わせ先

本件に関する特別措置を希望されるお客様は下記〔お問い合わせ先〕までご連絡下さい。

〔お問い合わせ先〕

株式会社ウエスト電力 業務本部：03-5353-6858

受付時間：平日 9：00～18：00

(定休日：土曜・日曜・祝日)